

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会備品貸出要綱

(目的)

第1条 本要綱は、社会福祉法人東郷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する備品の貸出しについて必要な事項を定め、もって地域福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、東郷町内で活動し、かつ在住している者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会、老人クラブ、子ども会の団体及び地域福祉を推進する個人
- (2) 本会のボランティアセンターに登録しているグループ及び個人
- (3) その他、本会会長（以下「会長」とする。）が適当と認める団体等

(貸出対象備品)

第3条 本事業で貸出しする備品は、別表に定めるとおりとする。

(貸出の申請)

第4条 第2条に規定するものが、本会の備品の貸出を希望するときは、備品貸出申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 前項による貸出しを希望する者は、貸出希望日の6月前から貸出希望日の前日までに会長に提出する。

(利用料)

第5条 備品の貸出しに関する利用料は無料とする。

(貸出日数)

第6条 貸出日数は、貸出日から5日間とする。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。

(利用者の遵守事項)

第7条 備品の貸出しを受けたもの（以下「利用者」とする。）は、次にかかげる事号を遵守しなければならない。

- (1) 営利を目的として使用してはならない。
- (2) 借用以外の目的に使用してはならない。
- (3) 町外で使用してはならない。
- (4) 政治活動及び宗教活動に使用してはならない。
- (5) 他に転貸してはならない。
- (6) 利用者は、自己の過失により備品を損傷又は紛失等した場合、速やかに本会まで申し出るものとする。この場合、原則として利用者は備品の修理等にかかる費用を負担するものとする。
- (7) 本会は、利用者が備品使用中に受けた事故などによる傷病等の責任を負わない。

(返却)

第8条 利用者は、貸出期間が満了した備品に返却届を添えて、速やかに本会に返却

するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表

備品名	内 容	員 数
わたがし機	朝日産業株式会社 TK-5型 (CA-6)	2
ポップコーン機	朝日産業株式会社 型式 PA-36	2
高齢者疑似体験セット	一式	10
電動式かき氷機	Kurflo 電動式かき氷機	1
ボッチャセット	OLOA ボッチャ ボールセット	2

様式第1号（第8条関係）

このことについて、許可・却下してよろしいか。

備品等貸出申請書

No. _____

年 月 日

社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会会長 殿

申請者 住 所 東郷町 _____

氏 名 _____

電話番号 () -

下記のとおり借用申請します。

記

備品名及び数	<input type="checkbox"/> わたがし機 <input type="checkbox"/> ポップコーン機 <input type="checkbox"/> 電動式かき氷機 <input type="checkbox"/> ポッチャセット <input type="checkbox"/> 高齢者疑似体験セット（員数 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
借用理由	
借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用場所	



返 却 届

No. _____

借用期間の最終日：令和 年 月 日

下記のとおり返却します。

備品名及び数	<input type="checkbox"/> わたがし機 <input type="checkbox"/> ポップコーン機 <input type="checkbox"/> 電動式かき氷機 <input type="checkbox"/> ポッチャセット <input type="checkbox"/> 高齢者疑似体験セット（員数 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
異常の有無	有（ ） ・ 無
氏 名	

返却日：令和 年 月 日